

## 脱退手当金について

### ●脱退手当金とは

昭和 36 年に、国民皆保険がスタートするまで、将来厚生年金に再加入する予定のない人については、厚生年金加入期間によって計算した脱退手当金を受け取るケースがありました。

昭和 30 年代初めは、女性は結婚を機に退職し、専業主婦となるケースが多く、主にそのような女性のための制度でした。

脱退手当金をもらった昭和 61 年 4 月までの分は、年金額には反映されませんが、年金の受給資格を見る場合の期間には算入されます。

### ●脱退手当金の歴史

厚生年金の場合、昭和 36 年 4 月前までは一定の要件の短期間加入者については、年金制度間で年金を通算できなかったため「脱退手当金」を支給するという制度がありました。

昭和 29 年、女子については厚生年金被保険者期間 2 年以上で 「脱退手当金」を支給するということになりました。

昭和 36 年に国民年金制度ができてからは、厚生年金を脱退しても国民年金に加入することが可能となり、年金が通算されることとなったので、脱退手当金は原則 60 歳以上で 5 年以上厚生年金に加入していた人のみにいったんになりました。

ですが、

昭和 40 年、この「脱退手当金」が女性限定で復活。その後経過措置もあり、この制度は昭和 53 年 5 月まで経過措置として残っていました。

その理由は、当時働く女性は結婚と同時に退職、専業主婦となる場合が殆どで、また女性の再就職はかなり難しいと思われていました。

実際には、昭和 40 年代後半には結婚後働く女性も増え、女性の転職・再就職もかなり多くなっていたのですが。

### ●以下の方は、要注意です！

#### ①昭和 29 年 4 月～昭和 36 年 3 月まで

昭和 40 年 6 月～昭和 53 年 6 月前まで

以上の期間に厚生年金のある会社で、2 年以上被保険者として働いていた女性。

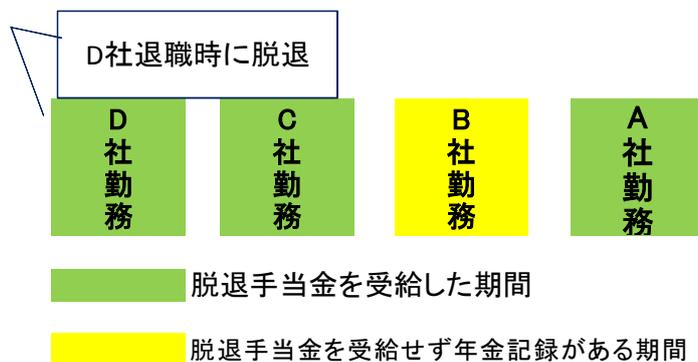
#### ②ご自分の年金記録を確認してみてください。

脱退手当金の対象となった厚生年金の被保険者期間（会社に勤務した期間）の前や間に年金の記録が残っている場合は、要注意です。

脱退手当金は、将来に向かって厚生年金に加入する見込みのないとされた人が支給を申

請するものですから、今まで勤務してきた厚生年金の適用事業所（つまり会社）すべてについて、勤務した会社が3社なら3社すべてについて、最後に勤務した会社の管轄の年金事務所に申請するものなのです。

### 脱退手当金のまだら受給のイメージ



ですから、脱退手当金をもらった期間の前に、厚生年金の加入記録があったり、まだらに記録が残っているのは、不自然なのです。

もし、脱退手当金を受給した記憶がないのに脱退手当金を受給したとされていて、しかも厚生年金の年金記録がまだらに残っているような場合は、一遍お調べなさることをお勧めします。



無断転載をお断りします。